

# V. 全般的な生活支援等

## 1. 生活相談等

(窓口 市社会福祉課 庶務係)

### (1) 民主委員・児童委員

社会福祉の増進に資するため、地域における相談役として生活上の相談に応じたり、あるいは行政と住民の橋渡しの役割を果たす民生委員・児童委員が各地域において厚生労働大臣から委嘱されています。

(45～47ページの委員名簿参照)

### ◎北海道民生委員児童委員連盟網走市支部事務局

〒093-0061

網走市北11条東1丁目

網走市総合福祉センター内

電話 61-2818

FAX 61-2833

### (2) 人権相談

いじめ差別、いやがらせ、DVなどの人権問題に関して、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

●場所 市役所本庁舎2階 市民相談室

●相談日 毎月第2・第4水曜日 13時～15時

(場所や相談日は変更になる場合があります。事前に広報をご確認下さい。)

### (3) 青少年センター

青少年センターでは青少年の非行を防止するため、次のような活動を行っています。

- ・街頭巡回指導（週2～3回、オホーツク夏祭り・流水まつり等のイベント時）
- ・有害図書等取扱店への立ち入り調査
- ・広報活動

※所在地 市社会福祉課庶務係内（電話44-6111 内線235・336）

# 民生委員・児童委員名簿

北海道民生委員児童委員連盟網走市支部

民生委員・児童委員 定員 94名

番号	地 区	氏 名	住 所	電 話	担 当 区 域
<b>第1地区民生委員協議会 定数 21名</b>					
1	東 1	玉 井 フミ子	南3東1-5	43-3439	東1～3丁目の南1条～南4条北側
2	東 2	山 口 悟	南6東2-12	44-6902	東1～3丁目の南4条南側～南7条北側
3	東 3	菊 地 庸 子	南7東4	43-3409	東1～3丁目の南7条南側～南10条
4	東 4	井 尾 百合子	南9東5	43-4007	東4・5丁目の南6条南側～南10条
5	東6・7北	堀 川 美枝子	南4東7	44-4446	東4～7丁目の南3条～南6条北側
6	東6・7南	松 本 芳 和	南8東7	44-3872	東6・7丁目の南6条南側～南10条、港町
7	西 1	太 田 美津子	南8西2	45-0373	西1丁目の南1条～南8条
8	西 2	松 田 和 夫	南3西2	43-2288	西2丁目の南1条～南8条
9	西 3	馬 淵 弘	南4西4-17	43-5238	西3・4丁目の南2条～南7条
10	鉄南1	安 喰 誠	南8西2-9-1	44-7015	南9～11条の西2丁目、南9・10条の西3丁目
11	鉄南2	石 橋 明 美	南11西3-3-19-4	43-5546	南11条西3丁目、南8～11条の西4丁目
12	鉄南3	井 戸 訓 子	南12西2-2-7	43-3523	南12～14条の西3・4丁目、錦町－さくら町内会
13	錦 町	須 貝 美 晴	錦町146-59	67-6736	さくら町内会を除く錦町全域
14	台 町 1	佐 藤 公 哉	台町1丁目2-22	45-4828	台町1丁目－台町坂の上、台町西町内会
15	台 町 2	関 谷 八重子	台町2丁目8-13	43-5449	台町2丁目－北台町、れいめい町内会
16	台 町 3	伊 藤 勉	台町1丁目11-7	44-9975	台町1丁目－台町中央町内会、台町3丁目－台町寿町内会
17	台 町 4	須 田 保 志	台町3丁目4-26	44-7379	台町3丁目－台町寿町内会を除く区域
18	桂 町 1	西 田 真知子	桂町4丁目3-17	43-4492	桂町2～4丁目
19	桂 町 2	高 橋 征 夫	桂町5丁目3-10	45-0511	桂町1・5丁目
20	主任児童委員	藤 原 信 子	南5西3	45-0794	第1地区全域
21	主任児童委員	佐々木 ふじ子	港町118-1	43-4078	〃
<b>第2地区民生委員協議会 定数 25名</b>					
22	北 東	朝 倉 美和子	北5東1-11-10	43-2573	東1・2丁目の北1条～北12条、北オホーツク町内会
23	海岸町・北12西2	城 戸 千恵子	海岸町2番14号	44-3838	海岸町、北12条西2丁目
24	北 西 1	水 田 和 子	北7西1	44-3187	北西第1、サンリッチピラ3棟
25	北 西 2	佐々木 捷 子	北8西3-4-2	44-6835	北中央、北斗、喜多西2町内会
26	北 西 3	倉 田 澄 子	北6西5	44-1861	ポプラ、北西5、北星、北西町内会
27	北中央1	本 田 俊 之	北5西1-1-5	43-2531	西1～3丁目の北1条～北6条南側
28	北中央2	杉 淵 光 夫	北2西5-13	44-9215	西4～6丁目の北1条～北6条南側
29	緑 町 1	小 林 颯	北4西7-2-3	43-2270	西7・8丁目の北1条～北6条南側、みどり第1町内会
30	緑 町 2	児 玉 輝 明	緑町3-2	43-6685	みどり第2・第3町内会
31	新 町 1	岡 山 一 枝	新町1丁目9番13号	44-5043	新町1丁目の3～10番、新町2丁目の3～8番
32	新 町 2	梅 沢 信 一	新町1丁目2番4号	43-2226	新町1・2丁目の1・2番、新町3丁目
33	大 曲 1	鈴 木 寿 一	大曲1丁目12-2	43-2139	三眺、大曲親睦会、大曲湖ノ口町内会
34	大 曲 2	國 分 安 三	大曲1丁目5-10	43-3440	大曲親睦会、大曲むつみ、大曲親交会町内会
35	大 曲 3	川 島 悦 子	大曲2丁目12-3-16	44-3560	大曲いずみ、大曲南、大曲まるみ町内会
36	大 曲 4	大 野 恵美子	大曲2丁目5-5-21	44-7919	大曲みどり、大曲さつき、大曲暁、大曲おおさぎ町内会、道管住宅他郊外

主任児童委員 定員 12名

計 106名

平成22年12月1日現在

番号	地 区	氏 名	住 所	電 話	担 当 区 域
37	向 陽 1	稲 毛 友 昭	向陽ヶ丘5丁目1-10	44-4138	向陽ヶ丘中央町内会、向陽ヶ丘雇用促進住宅自治会
38	向 陽 2	池 幸 男	向陽ヶ丘3丁目3-4	43-6444	向陽ヶ丘東中央、向陽ヶ丘東陽町内会
39	向 陽 3	品 田 敏 和	向陽ヶ丘2丁目7-8	44-7037	向陽ヶ丘海陽町内会、桂陽高校と二中の境界より東側
40	明治・向陽ヶ丘一部	堀 川 清 美	明治51-2	43-3762	明治、向陽ヶ丘西町内会、向陽ヶ丘郊外（文化区会）
41	二ツ岩	荒 野 甲 羊	二ツ岩18	44-6638	二ツ岩、美岬
42	天 都 山	宍 戸 郁 子	天都山33-161	44-7456	天都山全域
43	呼 人 1	斉 藤 祐 子	呼人805-11	48-2470	呼人中央、呼人第1、呼人第3町内会
44	呼 人 2	山 田 武	呼人159-66	48-2704	呼人第2、呼人第4、呼人湖畔町内会
45	主任児童委員	石 井 美 香	向陽ヶ丘3丁目8-10	45-3176	第2地区全域
46	主任児童委員	梶 尾 道 子	北5西7-16	43-3522	〃
<b>第3地区民生委員協議会 定数 32名</b>					
47	駒 場 1	寺 西 清 子	駒場北1丁目25-121	44-3832	眺洋、駒北、駒場あゆみ、駒場朝日町内会
48	駒 場 2	竹ヶ原 久 信	駒場北4丁目7-18	44-2671	駒場のぞみ、ニクル、しおさい、かもめ町内会
49	駒 場 3	小野寺 洋 子	駒場北2丁目5-11	44-3901	駒場日の出、駒場町内会、開発官舎10棟、マンション2棟
50	駒 場 4	露 口 賢 三	駒場南1丁目4-17	44-5064	駒場あけぼの町内会
51	駒 場 5	木 村 忠	駒場南3丁目2-9	44-2970	駒場中央、駒場緑ヶ丘町内会
52	駒 場 6	新 川 正 人	駒場南5丁目11-11	44-7398	旭ヶ丘栄、パークタウン、駒場白樺、駒場あかしや町内会
53	駒 場 7	本 間 武 彦	駒場北6丁目1-34	45-3266	駒場秋桜、駒場南、駒場東町内会
54	駒 場 8	小 林 順 子	駒場南7丁目9-6	44-2121	ひばりヶ丘、駒場あすか町内会
55	駒 場 9	高 岡 恵美子	駒場南8丁目9-2	45-0317	すぎな第1、駒場わかば町内会
56	駒 場 10	田 渕 和 子	駒場南8丁目15-10	44-5777	第2すぎな、駒場南8丁目、駒場南8丁目11-1～11-3町内会
57	つくし1	北 村 利 雄	つくしヶ丘3丁目2-9	45-2322	つくしヶ丘3丁目4-1～4-3自治会、つくし3丁目町内会
58	つくし2	澤 田 光 正	つくしヶ丘2丁目5-19	43-4652	つくしヶ丘2丁目町内会
59	つくし3	酒 井 利 彰	つくしヶ丘3丁目6-2-15	43-5231	つくしヶ丘3丁目さくら、つくしヶ丘3丁目来夢、つくし3丁目童夢町内会、若葉親睦会
60	つくし4	太 田 市 子	つくしヶ丘1丁目9-1	43-7881	つくしヶ丘1丁目、つくしヶ丘6丁目第1・第2町内会
61	つくし5	土 門 春 男	つくしヶ丘6丁目5-1	44-2890	つくしヶ丘6丁目9自治会、つくしヶ丘6丁目9番2号、つくしヶ丘6丁目つみ、つくしヶ丘6丁目東、新生町内会
62	つくし6	阿 部 寿 子	つくしヶ丘4丁目9-5	45-0505	つくしヶ丘ひまわり、つくしヶ丘4丁目中央、つくしヶ丘4丁目5・5、緑友会町内会、つくしヶ丘4丁目3番地区
63	つくし7	武 藤 智 子	つくしヶ丘5丁目1-13	45-3447	つくしヶ丘5丁目第1～第4町内会
64	潮 見 1	渋谷 則 子	潮見2丁目3-13	44-1552	美しヶ丘町内会、潮見ヶ丘（道々より山側）
65	潮 見 2	大川原 藤 子	潮見2丁目6-14	43-3064	潮見ヶ丘（道々より山側）、潮見2丁目町内会
66	潮 見 3	森 寮 一	潮見4丁目114-3道住C2-4	43-4743	潮見4丁目、潮見6丁目西町内会、6丁目西アパート12棟
67	潮 見 4	芳 賀 常 雄	潮見4丁目115-38	45-0828	潮見ヶ丘（道々より海側）町内会、アパート27棟
68	潮 見 5	千 葉 利 幸	潮見5丁目121-40	44-5307	旭ヶ丘、潮見5丁目自由ヶ丘、ビュータウン、潮見南町内会
69	潮 見 6	岩 永 ひろみ	潮見5丁目122-31	45-2621	潮見東光、くりのき第2、くりのき第3、潮見5丁目町内会
70	潮 見 7	中 村 明 子	潮見7丁目6-4	44-9512	潮見中央、潮見6丁目町内会
71	潮 見 8	木 曾 厚 子	潮見8丁目7-8-1	44-0233	潮見8丁目、潮見9丁目東、潮見9丁目西町内会
72	潮 見 9	小田島 史 栄	潮見10丁目9-10	43-1380	潮見10丁目町内会
73	潮 見 10	岸 田 稔	潮見11丁目2-3	44-8469	うしお町内会、潮見11丁目町内会

番号	地 区	氏 名	住 所	電 話	担 当 区 域
74	潮 見 11	笠 谷 俊 一	潮見8丁目10-38	45-2430	くりの木第1、潮見第1、さくらんぼ町内会
75	潮 見 12	松 里 明	潮見9丁目9-1	43-8525	生協団地、潮見サニータウン、潮見第3サニータウン、ひまわり町内会
76	潮見八坂13	大 澤 博 幸	潮見61-19	43-5719	潮見台町内会、2未組織地区、潮見区会、八坂部落会、アパート5棟
77	主任児童委員	松 浦 悦 子	潮見5丁目119-44	44-4486	第3地区全域
78	主任児童委員	小 瀬 裕 子	つくしヶ丘1丁目4-1	43-6651	〃
<b>第4地区民生委員協議会 定数 9名</b>					
79	二見ヶ岡	小 野 勇 治	二見ヶ岡156-3	47-2770	二見ヶ岡
80	卯原内1	鬼 塚 勝 安	卯原内4-1	47-2907	卯原内市街
81	卯原内2	西 内 志 郎	卯原内77-48	47-2444	卯原内部落
82	平 和	原 田 博 行	平和68-2	47-2102	平和
83	嘉多山1	小 松 隆 信	嘉多山186	47-2310	嘉多山
84	嘉多山2	東 明	嘉多山428	47-2526	嘉多山、越歳
85	能 取	湯 浅 紀代輝	能取318-4	47-2220	能取
86	主任児童委員	竹 信 京 子	嘉多山306-2	47-2359	第4地区全域
87	主任児童委員	坂 上 明 美	卯原内82	47-2543	〃
<b>第5地区民生委員協議会 定数 11名</b>					
88	鱒 浦 1	竹 中 良 邦	鱒浦3丁目1-4	43-7211	潮見東陽、ファミリー、羽衣各町内会
89	鱒 浦 2	菊 地 實	鱒浦1丁目8-21	44-8381	緑ヶ岡、オホーツク各町内会
90	鱒 浦 3	庄 司 孝	鱒浦78-306	43-4752	鱒浦1・2地区を除く鱒浦地区
91	藻 琴 1	五十嵐 信 一	藻琴211-82	46-2786	藻琴駅を境に北浜側
92	藻 琴 2	長谷川 秋 穂	藻琴260	46-2296	藻琴駅を境に網走川
93	山 里	遠 藤 博 恵	稲富37	46-2674	山里
94	稲 富	近 藤 重 行	稲富125-1	46-2874	稲富
95	豊 郷	井 上 和 行	豊郷223-1	46-2258	豊郷
96	中園・昭和・東網走	金 澤 尚 秀	中園238-2	48-2359	中園、昭和、東網走
97	主任児童委員	藤 田 澄 子	鱒浦92-1	43-3722	第5地区全域
98	主任児童委員	小 柳 哲 矢	藻琴135	46-2335	〃
<b>第6地区民生委員協議会 定数 8名</b>					
99	北 浜	中 村 芳 子	北浜194-6	46-2636	北浜
100	娜 寄	佐 藤 栄 士	北浜265	46-2474	娜寄
101	丸万・実豊	増 田 俊 司	丸万238	46-3458	丸万、実豊
102	音 根 内	猪 股 博 之	音根内185番地10	46-3003	音根内
103	浦 士 別	千 葉 良 孝	浦士別53-3	46-3248	浦士別
104	栄・清浦	後 田 敏 美	栄92	46-3120	栄、清浦
105	主任児童委員	鈴 木 克 子	音根内74	46-3030	第6地区全域
106	主任児童委員	酒 部 勝 枝	浦士別180-3	46-3170	〃

## 2. 生活保護

(窓口 市社会福祉課 保護係)

### (1) 生活保護とは

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

### (2) 生活保護を受けるには

保護は、生活に困窮する人が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

※ 保護を受ける前に自分で次のこと等に努力してください。

- 家族の中で働く能力のある人は、その能力に応じて働いてください。
- 世帯の財産で利用できるものは、生活のために活用してください。  
(たとえば、預貯金、証券、自動車、不動産等)
- 他の法律や制度で受けられるものは、その給付を受けてください。
- 親、子、兄弟、姉妹からの援助が受けられるときには、その援助を受けてください。

いろいろな事情で生活に困り保護を受けたいときは、本人あるいは同居の親族、又は扶養義務者からの申請が必要です。

社会福祉課保護係で随時相談に応じます。

各地区にいる民生委員も生活に関する相談に応じます。

※ (45～47ページ民生委員・児童委員名簿参照)

## 3. 国民年金

(窓口 市保険年金課 国民年金係)

### (1) 国民年金とは

国民年金は、日本国内に在住する20歳以上60歳未満の者を加入対象として、納められた保険料を元に老齢・障がい・死亡について年金を支給し、健全な生活の維持・向上を図ろうとするものです。老齢年金を受け取るには、最低25年の保険料納付期間（受給資格期間）が必要です。

### (2) 被保険者（加入対象者）

- ・ 第1号被保険者 農林漁業や商業などの自営業者及びその配偶者  
大学生・専修学校生・国会議員・地方議会議員
- ・ 第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者
- ・ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

### (3) 保 険 料

- ・第1号被保険者 21年度 月額14,660円 22年度 月額15,100円  
(附加年金保険料 月額 400円)

### (4) 保険料の免除

第1号被保険者で、保険料を納めることが経済的に困難な人には、保険料の納付が免除される制度があります。

免除された期間は受給資格期間には算入されますが、全額免除期間や一部免除期間にかかる老齢基礎年金は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおり少なく計算されます。

- 全額免除 → 8分の4      ●半額免除 → 8分の6
- 4分の3免除 → 8分の5      ●4分の1免除 → 8分の7

#### ●法定免除

生活保護を受けていたり、障害基礎年金の受給権資格のある方

#### ●申請免除

所得が少なく保険料を納付することが経済的に困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除されます。

免除の区分	納付する保険料	
全額免除	0円	
4分の3免除	3,780円	4分の1納付
半額免除	7,550円	半額納付
4分の1免除	11,330円	4分の3納付

《納付すべき保険料を納めないと未納期間として扱われます》

※免除（全額・一部）の決定は、前年の本人・配偶者・世帯主の所得に基づき、日本年金機構・北海道事務センターで行われます。

※10年以内に免除された分の保険料をあとから納める（追納）と、通常納付したのと同じように年金額に反映されます。

## (5) 若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者の方で、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が猶予されます。

※この期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※10年以内に追納すると、通常納付したのと同じように、年金額に反映されます。

## (6) 学生納付特例

学生であって、本人の所得が一定以下の方について、申請に基づき保険料が猶予される制度です。

※この期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※10年以内に追納すると、通常納付したのと同じように、年金額に反映されます。

## (7) 福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方は、保険料を掛けることなく全額国の負担によって年金が支給されます。

老齢福祉年金 22年度 **405,800円** (月 33,817円)

## 22年度 年金給付額一覧

給付の種類	掛金納付期間	要件	年金額	
老齢基礎年金 (老齢年金)	・ 本人が25年以上の受給資格を満たした場合	65歳になったとき	$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2 + \text{半額免除月数} \times 3/4 + 1/4 \text{免除月数} \times 7/8 + 3/4 \text{免除月数} \times 5/8}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$	
障害基礎年金	・ 加入期間のうち2/3以上納付期間がある場合等 ・ 20歳前に障がいの状態になった人は納付期間がなくてよい。	ケガや重い病気で身体障がいになったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級障害 990,100円</li> <li>・ 2級障害 792,100円</li> </ul> 18歳未満の子供、20歳未満の障がい児のいる人は下記の額が子供に加算されます。 1人目・2人目 227,900円 3人目以降1人につき 75,900円	
遺族基礎年金	・ 死亡者の加入期間のうち2/3以上納付期間がある場合等	亡くなった人に生計を維持されていた妻で18歳未満の子供又は20歳未満の障がい児のある人又は遺児に支給される	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妻と子供の場合</li> <li>  子供が1人の妻 1,020,000円</li> <li>  子供が2人の妻 1,247,900円</li> <li>  子供が3人の妻 1,323,800円</li> <li>・ 遺児の場合</li> <li>  子供1人 792,100円</li> <li>  子供2人 1,020,000円</li> <li>  子供3人 1,095,900円</li> </ul>	死亡月の翌月から子供が18歳に達する日以後の最初の3月31日になったとき、又は障がい児が20歳になるまで支給される
寡婦年金	死亡した夫が第1号被保険者として25年以上納付期間がある場合	死亡日以前に引き続き10年以上婚姻関係にあった妻に支給される	夫の受けるべき基礎年金額の3/4	妻が60歳から64歳まで5年間
死亡一時金	第1号被保険者として納付した期間が3年以上ある人が死亡した場合	いずれの年金も受給できずに死亡し遺族も遺族年金を受給できない場合に支給される	保険料納付期間 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円	
特別障害給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金1級・2級相当の障がいにより該当する方に支給されます。		受けられる給付金(平成20年度の場合) 1級障害 月額 50,000円 2級障害 月額 40,000円	障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等を受給できる方は対象になりません。

## 4. 生活資金貸付

### 生活福祉資金

(窓口 網走市社会福祉協議会) 43-2472

低所得世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行います。

### 貸付制度の基本要件

生活福祉資金の貸付に際しては、次の4点が基本要件となります。

#### 1. 世帯単位の貸付

生活福祉資金の貸付は、個人でなく、世帯を単位として貸付けるものです。このため、会社組織や団体に対する貸付は認められません。

#### 2. 連帯保証人が必要

貸付には、原則として連帯保証人が必要です。

ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付をすることは可能です。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担することになります。

#### 3. 民生委員の相談支援が前提

生活福祉資金の利用にあたっては、民生委員の相談支援を受けていただくことを前提としています。

#### 4. 他制度優先

他の公的資金貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただきます。

なお、利率等の貸付条件を理由として本資金を利用することはできません。

## 貸付対象世帯について

本制度の貸付対象世帯は3種類に区分されます。

低所得世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの</li> </ul> <p>&lt;収入の目安&gt; 下表による年間世帯収入を判断の目安とします</p>
障がい者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者世帯（身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯）</li> <li>・知的障がい者世帯（療育手帳の交付を受けている者の属する世帯）</li> <li>・精神障がい者世帯（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯）</li> <li>・現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者の属する世帯</li> </ul> <p>&lt;収入の目安&gt; 障がい者自身の生活自立と資金の必要性を重視した中で対象を判断し、特に収入制限は設けていません。</p>
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。介護を要する状態とは、次の動作において一部又は全面的に介助を必要とする場合をいいます。</li> </ul> <p>例：外出、屋外移動、階段の昇降、歩行、衣服の着脱、食事、入浴、排泄、その他日常生活上必要な動作等</p> <p>&lt;収入の目安&gt; 「低所得世帯」の収入の目安に準じ判断します。</p>

### ● 「低所得世帯」及び「高齢者世帯」における収入の目安

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当たり加算額	60万円

※世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、勤労者は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業者は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。

## 貸付資金の種類

### ①総合支援資金

資金種類		貸付限度額	措 置	償 還	利子
生活支援費 ①-1	単身世帯	月額15万円以内	最終貸付日から 6カ月以内	20年以内	無利子  (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	複数世帯	月額20万円以内			
住宅入居費 ①-2	40万円以内	6カ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合 は、生活支援費の最終貸付 日から6カ月以内)	20年以内		
一時生活再建費 ①-3	60万円以内		20年以内		

### 《貸付対象》

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する世帯。

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会および関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

※上記貸付の他、住居のない離職者に対する貸付（臨時特例つなぎ資金）があります。

## ②福祉資金（P57参照）

資金種類	貸付限度額	措 置	償 還	利 子
福祉費（☆）②-1	580万円以内 （ただし、使途目的に 応じ別表☆を参照）	6カ月以内	20年以内 （ただし、使途目的に 応じ別表☆を参照）	無利子 （連帯保証人が設定で きない場合：1.5%）
緊急小口資金②-2	10万円以内	2カ月以内	8カ月以内	無利子

## 《貸付対象》（P53参照）

- ・ 低所得世帯
- ・ 障がい者世帯
- ・ 高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

緊急小口については、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用。

- ①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- ②給与等の盗難または紛失によって生活費が必要なとき
- ③火災等被災によって生活費が必要なとき
- ④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

## 《貸付対象外》

- ・ 事後申請（発注済、購入済、支払済の経費）は、貸付対象となりません
- ・ 財産取得のための貸付はできません。（生業費）
- ・ 申請する事業が会社組織や団体の場合は貸付できません。（生業費）

### ③教育支援資金

資金種類	貸付限度額		措 置	償 還	利 子
就学支度費③-1	50万円以内		卒業後 6カ月以内	15年以内  (貸付額に応じて償還期間の上限有り)	無利子
教育支援費③-2	高等学校	月額3万5千円以内			
	高等専門学校	月額6万円以内			
	短期大学	月額6万円以内			
	大学	月額6万5千円以内			

#### 《貸付対象》

- ・低所得者世帯（P53参照）
- ・学校教育法に定める学校（高校、高専、短大、大学及び専修学校）に入学する、または在籍する場合。ただし、専修学校は別表2に定める範囲の学校とする。（P58参照）

### ④不動産担保型生活資金

資金種類	貸付限度額	措 置	償 還	利 子
不動産担保型生活資金 ④-1	土地の評価額の7割 月額30万円以内	契約の終了後 3月以内	措置期間 終了時	年3% または、毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を適用
要保護世帯向け不動産担保型生活資金④-2	土地と建物の評価額の7割 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲以内			

#### 《貸付対象》

- ・高齢者世帯（P53参照）

(☆福祉資金福祉費別表)

呼称	使途目的	貸付限度額目安	償還期間	利子
生 業 経 費	生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内	無利子  (連帯保証人が 設定できない 場合：1.5%)
技能習得関係経費	技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間 6月以内 130万円 1年以内 220万円 2年以内 400万円 3年以内 580万円	8年以内	
住 宅 経 費	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内	
福 祉 用 具 経 費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内	
障害者自動車経費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内	
中国年金追納経費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円	10年以内	
療 養 関 係 経 費	負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円 特に必要と認められる時 230万円	5年以内	
介 護 関 係 経 費	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円 特に必要と認められる時 230万円	5年以内	
災 害 経 費	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円	7年以内	
冠 婚 葬 祭 経 費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内	
移 転 設 備 経 費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内	
支 度 関 係 経 費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内	
そ の 他 の 経 費	その他の日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内	

※詳しくは、網走市社会福祉協議会（43-2472）までお問い合わせください。

別表1 償還期間表

貸付額	年数	月額
100,000円以内	2年	4,160円
150,000円以内	3年	4,160円
250,000円以内	4年	5,200円
350,000円以内	5年	5,830円
500,000円以内	6年	6,940円
600,000円以内	7年	7,140円
700,000円以内	8年	7,290円
800,000円以内	9年	7,400円
900,000円以内	10年	7,500円
1,000,000円以内	11年	7,570円
1,200,000円以内	12年	8,330円
1,400,000円以内	13年	8,970円
1,600,000円以内	14年	9,520円
1,600,000円以上	15年	-

別表2 修学資金の貸付対象となる専修学校の条件一覧

項目	対象となる条件	備考
修業年限	2年以上であること	
入学・卒業時期	年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が確実に定められている学科（4月入学、3月卒業等）	
学科	工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野の全学科。 または服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科。	一般課程は対象外
その他	①専攻科と研究科については、本科（2年以上）と継続関係にあり、1年以上の場合に対象 ②修業年限1年以上の学科が積み重なることにより、通算2年以上となる学科は対象とならない。 ③通信課程については、本科2年以上の場合に限る。 ※本科1年の課程を通信制で修学するため、2年間となる場合は対象とならない。	

## 5. 総合福祉センター事業

(窓口 社会福祉協議会 43-2472)

### (1) 総合福祉センター

お年寄り・母子・障がい者等の福祉を助長し、その向上を図ることを目的に昭和51年に建設され、各種相談（心配ごと相談）・身体機能の回復訓練・研修・レクリエーションなど幅広く利用されています。

※ 毎週日曜日と水曜日（午前11時から午後3時まで）には、入浴施設も利用できます。

(開館時間) 午前9時から午後5時まで

(水曜日は午前9時から午後9時まで)

(休館日) 土曜日・国民の祝日・休日・年末年始

### (2) 福祉バス（しあわせ号）

総合福祉センター利用者の利便を図るため福祉バスを活用して、各種事業を実施し、さらに各種大会、研修会等に参加するなど福祉活動を助長して、市民福祉の向上に寄与します。

#### (利用対象者)

1. 老人・母子家庭・障がい者及びその付添者
2. 1の組織する福祉団体（準ずるものも含む）又は福祉施設
3. 市福祉部、社会福祉協議会が行う事業に関係する方
4. その他福祉団体

#### (利用料の負担)

1. 団体の利用は走行キロ数に応じた実費を負担していただきます。  
(運行従事者の昼食代、及び宿泊の場合は宿泊代も負担)

#### (運行の範囲)

1. 市内運行については市内一円
2. 市外運行については原則として1泊2日で1日の走行距離150kmを限度

#### (乗車人員)

おおむね20名以上43名以下

#### (申請手続)

申込は使用日10日前までに社会福祉協議会へ連絡願います。

## 6. 保健センター事業

### (1) 健康手帳交付

(窓口 網走市保健センター)

健康診査の記録等、健康の保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的とします。

(対象者) 網走市に居住する40歳以上の次の方に交付します。(希望者)  
健康診査の受診者、健康相談、及び訪問指導を受けた方

### (2) 健康相談・健康教育

(窓口 網走市保健センター)

保健師・栄養士・歯科衛生士による心身の健康に関する相談及び健康教育講座等を行っています。

- ア. 健康相談 随時
- イ. 団体健康相談 希望に応じて
- ウ. 団体健康教育 希望に応じて

### (3) 健康診査

(窓口 網走市保健センター)

壮年期以降の疾病の予防、早期発見、早期治療を目的に、40歳以上の市民を対象に次の健康診査を行っています。

- ア. 胃がん検診
- イ. 子宮がん検診 (20歳以上、2年に1回)
- ウ. 乳がん検診 (30歳以上、2年に1回)
- エ. 肺がん検診・ヘリカルCT肺がん検診
- オ. 大腸がん検診
- カ. 前立腺がん検診 (50才以上)
- キ. 骨粗鬆症検診 (40才、45才、50才、55才、60才、65才、70才)
- ク. 歯周疾患検診 (40才、50才、60才、70才)
- ケ. レディース健診 (20～39才の女性)

※年齢は、今年度中(当年4月1日～翌年3月31日)の誕生日での年齢となっています。

#### (4) 訪問指導

(窓口 網走市保健センター)

健康回復にむけて生活改善を要する方や、ねたきり・認知症等、在宅で介護を要する方の家族の方を訪問し、生活及び療養上の相談を行なっています。

#### (5) 特定疾患等患者通院交通費助成事業

(窓口 網走市保健センター)

特定疾患等の治療のため網走市以外の専門医療機関へ通院されている方に交通費の一部を助成します。

#### (6) 不妊治療費助成事業

(窓口 網走市保健センター)

特定不妊治療等に要した費用に対して、1年度当たり3万円又は5万円を限度に通算5年間助成します。

#### (7) プール利用助成事業

(窓口 網走市総合体育館・各プール)

65歳以上の方が、市民プール（駒場南1丁目）、西地域プール（卯原内）を利用した場合に利用料金の一部を助成します。

## 7. 国民健康保険

(窓口 市保険年金課 医療保険係)

### (1) 国民健康保険とは

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入することが出来ない方が、思いがけない病気やケガにあったとき、安心して医療を受けることが出来るよう、日頃からみんなで保険料を出し合い、お互いに助け合い、医療費を負担する大切な制度です。

ただし、平成20年4月に開始した後期高齢者医療制度により、75歳以上の方（誕生日の日から）と、65歳～74歳で一定の障害のある方（申請し広域連合の認定を受けた日から）は、国民健康保険ではなく後期高齢者医療制度に移行します。

### (2) 国民健康保険で受けられる給付

#### ◎療養の給付

病気やけがをしたとき、病院などの窓口で保険証を提出すると、かかった医療費の一定の自己負担で治療が受けられ、残りは国民健康保険が負担します。

#### ◎療養費の支給

旅行中の急病など、やむを得ない事情で保険証を提示せず治療を受けたときは、あとで治療の明細書と領収書を添付し申請することによって、かかった医療費の自己負担分を除いた額について払い戻しが受けられます。

また、次の費用などについても医師が必要と認めた場合、払い戻しが受けられますのでご相談下さい。

- ・ コルセットなどの補装具代
- ・ 移送費

### ◎高額医療費の支給

1ヶ月に同一の医療機関の同一の診療科に支払った医療費（入院時の食事分は除く）が一定額を超える場合には、その超えた金額が払い戻されます。申請には、国民健康保険証、印鑑、医療機関の領収書、世帯主名義の銀行口座番号が必要です。

なお、入院の際にあらかじめ医療保険係へ限度額認定申請を行い、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提示することにより、医療機関窓口での自己負担額が限度額までとなります。

### ◎出産育児一時金の支給

国民健康保険の加入者が出産したときに支給されます。

平成21年10月1日以降の出産から、出産前に医療機関等に被保険者証を提示し、出産育児一時金の申請・受給を医療機関等に任せる旨の書面を世帯主と当該医療機関等で取り交わすことで、出産育児一時金を網走市から直接医療機関等へ支払う、「直接支払制度」を利用することができます。医療機関からの請求額が出産育児一時金支給額より多い場合は、退院時に差額を医療機関の窓口にて精算していただき、少ない場合は、申請により差額を国保から世帯主に支払います。

### ◎葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬儀を行った方（喪主）に対して申請により30,000円を支給します。申請には、国民健康保険証、印鑑、申請人名義の銀行口座番号が必要です。また、喪主が配偶者以外の場合は確認出来る書類（会葬御礼ハガキ・新聞等）が必要になります。

## (3) 各種検診に対する助成

平成20年度より生活習慣病の予防・早期発見のために、網走市国保も特定健康診査・保健指導を開始しています。市内医療機関あるいは保健センターで年に1度健診を受けられ、検診料の全部を助成します。

また、保険料を完納している世帯の40～64歳の方が人間ドック・脳ドックの検診を受けるとき、2年に1度その検診料の一部を助成します。

なお、国民健康保険に加入している方で、保健センターが実施する各種がん検診等の検診を受けるとき、検診料の全部または一部を助成します。

※国民健康保険制度の内容、各種申請方法等、詳しくは保険年金課医療保険係へお問い合わせ下さい。

## 8. その他援助

### (1) 季節労働者生活資金貸付

(窓口 北海道労働金庫 網走支店)

(貸付対象者) 市内居住の世帯主(扶養家族のいる人)である季節労働者(短期雇用特例被保険者)の方で市税を完納している方

(貸付条件) 貸付限度額 200,000円

貸付利息 年利1.0%以内(H22.4現在)及び別途金融機関が定める保証料率が加算となります。

申込期間 12月25日～3月15日まで(予定)

返済期間 5月から12月までの8ヶ月間

### (2) 中小企業勤労者生活資金貸付

(窓口 北海道労働金庫 網走支店)

(貸付対象者) 市内居住の勤労者で現在の職場に1年以上在職し、今後も引き続きその職場に従事しようとする方で市税を完納している方

(貸付条件) 貸付限度額 500,000円

貸付利息 年利1.0%以内(H22.4現在)及び別途金融機関が定める保証料率が加算となります。

申込期間 随時申込受付

返済期間 貸付期間 60ヶ月以内(月割均等償還)

貸付金の使途 子弟の教育資金・傷病の療養費・冠婚葬祭費・その他生活の安定資金

### (3) アイヌ生活向上推進方策

#### ア. 生活

##### ○住宅改良資金等貸付

住宅や土地の取得に必要な資金を貸し付けることにより、アイヌの人たちの居住環境の整備改善を図ることを目的としています。

(窓口 市社会福祉課 庶務係)

(貸付限度額) 住宅取得 740万円(ただし、1㎡当たりの新築単価に75㎡を乗じて得た額を超えない額)

住宅改修 430万円

宅地取得 550万円(ただし、1㎡当たりの取得単価に300㎡を乗じて得た額を超えない額)

(貸付対象) 床面積30~125㎡(場合により、~165㎡)の新築住宅、又は中古住宅(地上階数3以上の耐火構造の共同住宅(S45年4月1日以降建設)か左記を除く専用住宅(S54年4月1日以降建設))

宅地については、100~400㎡(買い足しの場合、合算400㎡以下)

(利率及び償還法) 利率年2.0% 償還法 元利均等月賦償還

(償還期限) 貸付250万円未満及び住宅改修資金 15年以内  
貸付250万円以上 25年以内

## イ. 教 育

北海道に居住するアイヌの子弟で、各種教育を受ける能力を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方に対し、必要な資金の補助及び貸付を行っています。

### (窓口 総合振興局環境生活課 道民生活係)

#### ○高等学校等進学奨励費等補助

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 額
修 学 資 金	高等学校等の修学に要する経費	国公立 月額 23,000円以内 私 立 月額 43,000円以内
入 学 支 度 金	高等学校等に入学した方に対する通学用品等に要する経費	一時金 23,100円以内
通 学 費	高等学校等の通学に要した経費(ただし、1箇月1万円以上の場合)	月額500~7,500円 (要した経費により異なります)

#### ○専修学校等進学奨励費補助

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 額
修 学 資 金	専修学校等の修学に要する経費	月額 23,000円以内
入 学 支 度 金	専修学校等に入学した方に対する入学時に必要な支度に要する経費	一時金 23,100円以内

#### ○大学等修学資金等貸付

区 分	貸 付 対 象 経 費	貸付額(無利子)
修 学 資 金	大学等の修学に必要な資金	国公立 月額 51,000円以内 私 立 月額 82,000円以内
入 学 支 度 金	大学等の入学に際し必要な資金	一時金 36,750円以内

上記の他にも、様々な貸付制度があります。詳しくは北海道アイヌ協会(網走支部)へお問い合わせください。

#### **(4) 融雪施設の設置資金融資**

(窓口 市土木管理課 管理係)

冬期間に玄関前の雪処理を行うため、融雪施設を設置しようとする市民に、その設置に必要な資金を融資します。

(対象者)

取扱金融機関が行う審査の結果、融資することを可としたもので、次の条件を満たしている方。

1. 土地及び住宅を所有し、居住のために融雪施設を設置しようとする方。
2. 賃貸住宅や共同住宅及びその敷地を所有し、入居者用の融雪施設を設置しようとする方。
3. 賃貸住宅や共同住宅の入居者で、その敷地及び家屋の所有者（貸主）の同意を得た方。
4. 市税を滞納していない方。

(対象となる融雪施設)

1. ロードヒーティング
2. 融雪槽（機）

(融資の条件)

1. 融資限度額 100万円以内（1万円未満の端数は切り捨て）
2. 融資金利 無利子
3. 償還方法 5年以内、元金均等月賦償還
4. 保障措置 取扱金融機関の定めによります

(取扱金融機関…市内各本支店)

北洋銀行、北海道銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫

(申込期間)

4月1日～10月31日

(ただし、11月30日までに工事を完了して下さい。また、申請額が予算枠に達した時点で終了します。)

#### **(5) 網走市住宅リフォーム資金融資事業制度**

(窓口 市建築課 建築係)

この制度は、網走市に自ら居住する住宅を所有し、その住宅の増改築・修繕をする方を対象に資金を貸付、住宅リフォーム、バリアフリーの促進、及び居住水準の向上、更には住環境の整備を図る事を目的とするものです。

## 1. 申込みの資格

- (1) 当市に自ら居住するための住宅を所有し、その住宅等を改修しようとする方。
- (2) 前年の総所得が12,000,000円以下の方で金融機関が定める所得要件を満たす方。
- (3) 既存住宅部分面積が280㎡以下で、工事後もこれを超えないこと。
- (4) 貸付金について確実に償還する見込みのある方。
- (5) 市税を滞納していない方。
- (6) 申込みできる工事内容は、網走市が定める工事の範囲とする。

## 2. 貸付の条件

- (1) 貸付限度額 1戸につき、50万～500万円以下（10万円単位で貸付）
- (2) 利 率 年利1.0%
- (3) 償 還 期 間 10年以内（12ヶ月単位）
- (4) 償 還 方 法 元利均等毎月償還・元金均等毎月償還（ボーナス償還は貸付額の50%を限度とする）。
- (5) 担 保 無担保。
- (6) 保 証 人 金融機関が指定する保証機関の保証（但し保証料は市が補助）。
- (7) 施 工 業 者 網走市地元業者とする。

## 3. 申込窓口

釧路信用組合網走支店（網走市南5条東1丁目 TEL 44-7291）  
網走信用金庫本店・市内各支店（各所在による）

## 4. 申込みの受付

- (1) 受 付 期 間 平成22年4月19日から平成23年1月31日まで
- (2) 受 付 方 法 申込み順に受付・審査します。  
なお、申込が貸付予定額に達したときは、受付期間中であっても締め切ります。

## 5. 貸付の決定

市の受付・審査に合格し、指定金融機関に申込後、融資が確定されましたら金融機関から申請者へ貸付決定の通知があります。

なお、貸付にあたっては、取扱金融機関の行内規定が準用される場合があります。

# 市内関係機関団体名簿

(平成22年11月1日現在)

団 体 名	代表者氏名	住 所	電 話	摘 要
網 走 市 教 育 委 員 会	( 学 校 教 育 )	南6東4	44-6111	管 理 課
	( 社 会 教 育 )	北2西3 エコーセンター	43-3704	社会教育課
網 走 市 保 健 セ ン タ ー	健康管理課長	北3西4	43-8450	
網 走 市 家 庭 児 童 ・ 教 育 相 談 室		南6東4	44-3250	家庭児童相談員 教育相談員 母子自立支援員
網 走 市 女 性 相 談 員	菊 地 秀 子	南6東4 市役所内	44-6111	
網 走 警 察 署	署 長	南6東5	43-0110	
網 走 市 青 少 年 セ ン タ ー	社会福祉課長	南6東4	44-6111	社会福祉課庶務係
オホーツク総合振興局保健環境部	部 長	北7西3	41-0603	(総合案内)
釧路地方法務局北見支局	支 局 長	北見市高砂町14-14	0157-23-6166	
網 走 慈 恵 院	大 場 脩	大曲1丁目1-1	43-2230	
網 走 市 暴 力 追 放 推 進 協 議 会	北 野 清 丸	北11東1 福祉センター内	43-2472	
釧路保護観察所網走駐在官事務所	保 護 監 察 官	台町1丁目4-15	43-3619	
養 護 老 人 ホ ー ム 『 静 湖 園 』	園 長	呼人62	48-2525	
特別養護老人ホーム『レインボーハイツ』	石 丸 司	呼人341-4	48-2271	
網 走 養 護 学 校	学 校 長	呼人149	48-2137	
網 走 市 幼 児 療 育 セ ン タ ー	子育て支援課長	北11東1	44-1884	
網走地区保護司会網走市分区	大 野 明	台町1丁目4-15	43-3619	釧路保護観察所 網走駐在官事務所
網 走 市 生 活 指 導 連 絡 協 議 会	東 国 広	南小学校	43-3398	事務局は市内小中学校持ち 回り 代表者は当番校長
網 走 市 町 内 会 連 合 会	松 里 明	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 市 防 犯 協 会	山 前 良 一	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 更 生 保 護 女 性 会	奥 谷 雍 子	南4東6	43-3286	
網 走 市 女 性 保 護 の 会	阿 部 澄 子	市役所 子育て支援課	44-6111	
網 走 市 女 性 団 体 協 議 会	長 岡 姫 子	南4東5	43-3366	
北海道民生児童委員連盟網走市支部	新 川 正 人	北11東1 福祉センター内	61-2818	
網 走 市 社 会 福 祉 協 議 会	後藤田 生子	北11東1	43-2472	
北海道共同募金会網走市共同募金委員会	佐 藤 和 夫	北11東1 福祉センター内	43-2472	

団 体 名	代表者氏名	住 所	電 話	摘 要
網 走 市 母 子 寡 婦 福 祉 会	大川原 藤 子	南6東4 市役所食堂内	44-6111	
網 走 福 祉 協 会	石 丸 京 子	呼人341-4	48-2271	
網 走 愛 育 会	小 川 武	字潮見192番地	43-7100	
老人保健・福祉複合施設 いせの里	藤 田 正 文	字潮見192番地	43-7100	
網 走 桂 福 祉 会	高 嶋 誠	呼人722-1	48-3037	サンライズ・ヨピト
く る み 里 親 会 網 走 支 部	奥 谷 雍 子	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 市 連 合 遺 族 会	成 田 公 義	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 市 身 体 障 害 者 福 祉 協 会	加々見 國 男	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 市 視 力 障 害 者 福 祉 協 会	桜 井 芳 夫	南5西1	43-2652	
網 走 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	磯 江 良 三	北11東1 福祉センター内	43-2472	
網 走 市 手 を つ な ぐ 育 成 会	片 平 浩 由	南6東3	43-7707	
網 走 市 こ と ば を 育 て る 親 の 会	相 馬 智 映 子	向陽ヶ丘4丁目67-1 中央小学校内	44-7368	
網 走 介 護 者 を 支 え る 会	阿 部 澄 子	潮見8丁目8-1	43-4412	
網 走 手 話 の 会	佐々木 一	潮見8丁目16-7	44-3078	
ボランティアグループ クリオネ手話っち	大 澤 民 恵	斜里郡清里町羽衣町37	0152-25-3235	
北見ろうあ福祉協会網走班	高 田 周 二	潮見6丁目105-51	44-3479	
朗読奉仕『ひまわりの会』	木野知 幸	台町3丁目5-4	43-4616	
朗読ボランティア 声の図書館「そよかぜ」	小 松 ふみ子	駒場北2丁目7-4	45-0223	
網 走 市 赤 十 字 奉 仕 団	八 木 弘 江	台町3丁目2-26	43-3535	
網 走 市 青 少 年 赤 十 字 奉 仕 団	学 校 長	向陽ヶ丘6丁目2-1 桂陽高校	43-2930	
網走地区スキーパトロール赤十字奉仕団	西 田 良 弘	潮見5丁目125-46	44-8941	
網 走 無 線 赤 十 字 奉 仕 団	北 村 邦 彦	向陽ヶ丘131	43-4683	
オ ホ ー ツ ク 腎 友 会	佐々木 保 子	向陽ヶ丘4丁目4番14号	44-5721	事務局長

